

八街市健康づくり推進協議会委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市健康づくり推進協議会の公募委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募の方法

公募は、広報やちまた及び市ホームページで広く周知して行う。

3 公募委員の数

公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の数は2人以内とする。

4 公募委員の任期

令和6年11月1日から令和8年10月31日まで

5 公募委員の応募資格

- (1) 令和6年11月1日現在で市内に在住、在勤している者
- (2) 健康づくりに関心があり、市民の健康づくりに意欲を持って取り組める者
- (3) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (4) 令和6年11月1日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (5) 暴力団員などとの関係を有さない者
- (6) 市税などの滞納がない者
- (7) 平日の昼間の会議に参加できる者

6 募集期間

令和6年10月1日から令和6年10月15日の午後5時までとする。

7 応募方法

公募委員の応募者は、申込書に必要事項を記入のうえ、「八街市の健康づくり推進について」をテーマとするレポート（任意様式、800字以内）を添えて、健康増進課へ提出（持参、郵送又は電子メール）するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、次の各号により、八街市健康づくり推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- (1) 選考委員会は、八街市行政組織条例（平成4年条例第51号）第1条に規定する部の長及び教育部長をもって組織する。
- (2) 選考委員会に委員長を置く。
- (3) 委員長は、健康子ども部長をもって充てる。
- (4) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (5) 選考委員会は、公募委員の委嘱をもって解散する。
- (6) 選考委員会の事務は、健康増進課において処理する。

9 選考基準

公募委員は、別表の選考基準により選定する。

10 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。